

事務連絡
令和元年7月10日

居宅介護支援事業所 各位
松原市地域包括支援センター 各位

松原市健康部高齢介護課長

要介護等認定申請時における介護保険被保険者証等再交付申請書
の取扱いについて

平素は、介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、現在、要介護等認定申請時に介護保険証の添付ができない方（紛失もしくは入院等により手元にない方など）に対し、再交付申請書の提出をお願いしていましたが、本年7月申請時より再交付申請書は必須としないことと致します。

なお、介護保険証の添付ができない方で、資格者証（介護保険暫定被保険者証）を希望する方については従前通り再交付申請書を提出いただきますよう宜しくお願い致します。

松原市健康部高齢介護課 認定係
電話：072-334-1550
Fax：072-337-3052
E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp